

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年1月23日
【発行者名】	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 本田 直之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	法務部 吉澤 紋子
【電話番号】	03-6758-3840
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1) 当初申込期間 100億円を上限とします。 (2) 継続申込期間 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出いたしましたので、2025年5月21日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、以下の通りです。

(中略)

<運用プロセス>

当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国ストラクチャード・リサーチ株式運用チーム」が担当します。

- 主にS&P500指数構成銘柄を対象として、業界に精通したアナリストが、ボトム・アップ・アプローチによる企業の調査・分析を行います。リスク管理とポートフォリオの監督は、銘柄選択とは分離して行うように設計されています。

STEP1

- 原則として、S&P500指数構成銘柄を投資ユニバースとします。
- 各セクターのアナリストが調査・分析を通じて、銘柄の投資比率と取り引きタイミングを推奨します。
- 各アナリストは、各セクターや業種の専門家として経験や実績をもとに選抜されます。

S&P500指数(500銘柄)

アナリスト

情報技術

金融

一般消費財・サービス

⋮



STEP2

- ポートフォリオ・マネジャーは、アナリストと常に協働し、銘柄の成長性やリスクなどについて議論を行います。
- アナリスト・チームが推奨する銘柄および投資比率をもとに、ポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

アナリスト



アナリスト

ポートフォリオ構築において考慮する内容例

- ・S&P500指数とポートフォリオのパフォーマンスの乖離度合い
- ・S&P500指数とポートフォリオのセクターや業種の比率
- ・各銘柄の相対的な投資比率
- ・ポートフォリオに影響を与える要因の度合い など

STEP3

- 最終的な銘柄数は、200～375銘柄程度です。
- S&P500指数とポートフォリオの特性値が同程度になるように調整を行います。
- 原則として月に1回、ポートフォリオの特性値がS&P500指数と乖離しすぎないように調整を行います。

2024年12月末時点

・ ESG (Environment (環境)、Social (社会)、Governance (企業統治)) 分析に基づく要素も考慮します。

上記の運用プロセスは、将来変更される場合があります。

<ご参考> ティー・ロウ・プライスについて

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置く
ティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、85年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持株会社は、米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。

徹底したリサーチによるファンダメンタルズ分析を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資者のみならず提供しています。

グループ資産残高：1兆6,066億米ドル（2024年12月末現在）

（後略）

<訂正後>

（前略）

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

（中略）

<運用プロセス>

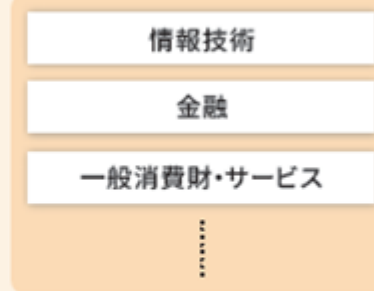
当ファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国ストラクチャード・リサーチ株式運用チーム」が担当します。

- 主にS&P500指数構成銘柄を対象として、業界に精通したアナリストが、ボトム・アップ・アプローチによる企業の調査・分析を行います。リスク管理とポートフォリオの監督は、銘柄選択とは分離して行うように設計されています。

STEP1

- 原則として、S&P500指数構成銘柄を投資ユニバースとします。
- 各セクターのアナリストが調査・分析を通じて、銘柄の投資比率と取り引きタイミングを推奨します。
- 各アナリストは、各セクターや業種の専門家として経験や実績をもとに選抜されます。

S&P500指数(500銘柄)



アナリスト



STEP2

- ポートフォリオ・マネジャーは、アナリストと常に協働し、銘柄の成長性やリスクなどについて議論を行います。
- アナリスト・チームが推奨する銘柄および投資比率をもとに、ポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

ポートフォリオ・マネジャー



- ポートフォリオ構築において考慮する内容例
- ・S&P500指数とポートフォリオのパフォーマンスの乖離度合い
 - ・S&P500指数とポートフォリオのセクターや業種の比率
 - ・各銘柄の相対的な投資比率
 - ・ポートフォリオに影響を与える要因の度合い など

STEP3

- 最終的な銘柄数は、200～375銘柄程度です。
- S&P500指数とポートフォリオの特性値が同程度になるように調整を行います。
- 原則として月に1回、ポートフォリオの特性値がS&P500指数と乖離しすぎないように調整を行います。

2025年9月末時点

・ ESG (Environment (環境)、Social (社会)、Governance (企業統治)) 分析に基づく要素も考慮します。

上記の運用プロセスは、将来変更される場合があります。

<ご参考> ティー・ロウ・プライスについて

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置く
ティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、85年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持株会社は、米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。

徹底したリサーチによるファンダメンタルズ分析を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資者のみならず提供しています。

グループ資産残高：1兆7,672億米ドル（2025年9月末現在）

（後略）

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2025年6月13日 信託契約締結、運用開始（予定）

<訂正後>

2025年6月13日 信託契約締結、運用開始

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

当ファンドの運用体制は、以下の通りです。

<組織および社内規則等>

当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国ストラクチャード・リサーチ株式運用チーム」が担当します。

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。

ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の規則にそって適正に評価されるよう担保しています。

また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重要な影響を与える可能性が高いと考えられるESG要素を考慮した投資を行っています。なお、投資判断を行う際に、結果としてESG要素よりも他の投資に関する要素を優先する場合があります。

（後略）

<訂正後>

当ファンドの運用体制は、以下の通りです。

<組織および社内規則等>

当ファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国ストラクチャード・リサーチ株式運用チーム」が担当します。

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。

ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の規則にそって適正に評価されるよう担保しています。

また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重要な影響を与える可能性が高いと考えられるESG要素を考慮した投資を行っています。なお、投資判断を行う際に、結果としてESG要素よりも他の投資に関する要素を優先する場合があります。

（後略）

(4)【分配方針】

<訂正前>

年1回の決算時（毎年10月24日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の分配方針に基づき分配を行います。

初回決算日は2025年10月24日の予定です。

（後略）

< 訂正後 >

年1回の決算時（毎年10月24日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の分配方針に基づき分配を行います。

（後略）

3【投資リスク】

< 訂正前 >

(1) ファンドのリスク

(前略)

その他の留意点

(中略)

< 繰上償還に関わる留意点 >

受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、または取引市場の大幅な変動等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

< 買付・解約の中止等に関わる留意点 >

金融商品取引所等^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたそれらのお申込みの受付を取消すことがあります。この場合、運用の基本方針にしたがった運用ができなくなる場合があります。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

(中略)

(3) 参考情報

参考情報 | 投資リスクの定量情報

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示するものです。

ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較

過去5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値について、ファンドと代表的な資産クラスを比較するものです。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

期間：2020年3月～2025年2月



※当ファンドは2025年6月13日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日(2025年5月21日)現在、該当事項はありません。

代表的な資産クラスの指数

日本株 東証株価指数(TOPIX(配当込み))	東証株価指数(TOPIX(配当込み))は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。
先進国株 MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<訂正後>

(1) ファンドのリスク

(前略)

その他の留意点

（中略）

< 繰上償還に関わる留意点 >

受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、または信託契約を解約することに正当な理由がある場合は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

< 購入・換金の申込受付の中止および取消しに関わる留意点 >

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受渡しに関する障害等）が発生したと判断した場合には、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

（中略）

(3) 参考情報

参考情報 | 投資リスクの定量情報

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

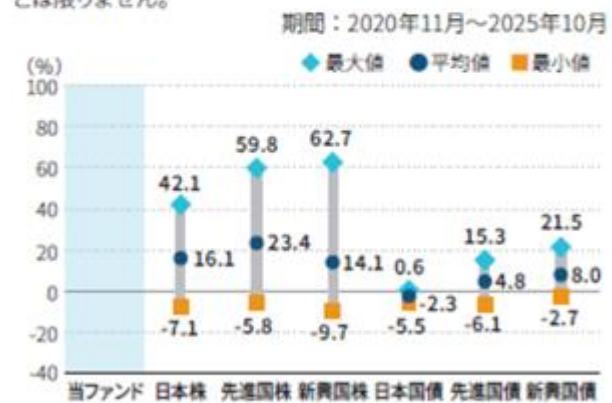
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較

過去5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値について、ファンドと代表的な資産クラスを比較したものです。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



※ファンドの分配金再投資基準価額は、2025年6月以降のデータを表示しています。(設定日:2025年6月13日)

※ファンドの騰落率は、2025年10月末時点において運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※ファンドの騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の騰落率および基準価額と異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株

東証株価指数(TOPIX(配当込み))

東証株価指数(TOPIX(配当込み))は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社J PX総研に帰属します。

先進国株

MSCI-KOKUSAIインデックス
(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・
インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債

FTSE世界国債インデックス
(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債

JPモルガン・ガバメント・ボンド・
インデックス・エマージング・
マーケット・グローバル・
ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J.P. Morgan Securities LLCに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明・情報提供、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

（後略）

<訂正後>

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明・情報提供、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

（後略）

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

ファンドの純資産総額に対し、年0.6105%（税抜0.555%）の率を乗じた額が運用管理費用（信託報酬）として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

信託報酬（1万口当たり）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

（後略）

<訂正後>

ファンドの純資産総額に対し、年0.6105%（税抜0.555%）の率を乗じた額が運用管理費用（信託報酬）として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

信託報酬（1万口当たり）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

（後略）

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

信託財産の組入有価証券の売買委託手数料その他信託財産の運用にかかる費用

外貨建資産の保管等費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、信託事務の処理等に要する諸費用

- 1) 計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 2) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 3) 信託約款の作成、印刷、交付および監督官庁への届出等に係る費用
- 4) 有価証券届出書、有価証券報告書等の法定提出書類の作成および監督官庁への届出等に係る費用
- 5) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

- 6) 投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報の作成、印刷、交付および監督官庁への届出等に係る費用
- 7) 受益者に対して行う公告に係る費用、信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 8) 格付の取得に要する費用
- 9) 国内および海外の法令に従うために必要となる費用
- 10) 監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬ならびに費用
- 11) 前各号に準ずる費用であり以下に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用

委託会社は、上記__の諸費用の支払をファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.1%）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記__の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。諸経費は、マザーファンドに関連して生じた諸経費のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。

なお、上記__の費用については、ファンドまたはマザーファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

<訂正後>

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

信託財産の組入有価証券の売買委託手数料その他信託財産の運用にかかる費用

外貨建資産の保管等費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

__ 受託会社の立替えた立替金の利息

__ その他信託事務の諸費用

- 1) 計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 2) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 3) 信託約款の作成、印刷、交付および監督官庁への届出等に係る費用
- 4) 有価証券届出書、有価証券報告書等の法定提出書類の作成および監督官庁への届出等に係る費用
- 5) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) 投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報の作成、印刷、交付および監督官庁への届出等に係る費用
- 7) 受益者に対して行う公告に係る費用、信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 8) 格付の取得に要する費用
- 9) 国内および海外の法令に従うために必要となる費用
- 10) 監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬ならびに費用
- 11) 前各号に準ずる費用であり以下に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用

委託会社は、上記__の諸費用の支払をファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.1%）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記__の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。諸経費は、マザーファンドに関連して生じた諸経費のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。

なお、上記 ~_の費用については、ファンドまたはマザーファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

(前略)

(参考情報) ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日(2025年5月21日)現在、運用報告書が存在しないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

<訂正後>

(前略)

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.74%	0.62%	0.12%

※対象期間: 2025年6月13日~2025年10月24日

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下の運用状況は、2025年10月31日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

外国株式の業種分類は世界産業分類基準（GICS）の産業グループ分類を使用しております。当社ホームページ掲載の月次報告書*とは異なりますのでご注意ください。

*月次報告書ではGICSのセクター分類を使用しております。

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,726,340,025	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		234,868	0.01
合計(純資産総額)		1,726,105,157	100.00

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチマザーファンド>

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,368,160	0.14
	アメリカ	1,619,586,962	93.81
	カナダ	9,152,413	0.53
	ルクセンブルク	2,631,054	0.15
	アイルランド	27,000,572	1.56
	イギリス	2,396,333	0.14
	スイス	7,884,224	0.46
	ケイマン	1,899,868	0.11
	リベリア	2,762,303	0.16
	バミューダ	4,609,162	0.27
	イスラエル	521,058	0.03
	プエルトリコ	629,183	0.04
	キュラソー	3,335,760	0.19
	小計		1,684,777,052
投資証券	アメリカ	28,930,131	1.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12,663,671	0.73
合計(純資産総額)		1,726,370,854	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建		310,847	0.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ティー・ロウ・プライス 米国 株式リサーチマザーファンド	1,415,380,852	1.1925	1,687,883,437	1.2197	1,726,340,025	100.01

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチマザーファンド>

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	4,883	28,087.75	137,152,495	31,265.34	152,668,699	8.84
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	1,474	80,237.48	118,270,053	81,019.61	119,422,914	6.92
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノ ロジー・ ハード ウェアお よび機器	2,818	40,004.35	112,732,286	41,822.73	117,856,481	6.83
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	1,870	34,075.52	63,721,238	34,342.72	64,220,898	3.72
5	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	993	53,087.51	52,715,901	58,014.02	57,607,929	3.34
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娯楽	1,221	39,109.83	47,753,112	43,440.79	53,041,205	3.07
7	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	メディ ア・娯楽	448	113,117.91	50,676,824	102,703.02	46,010,956	2.67
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部 品	525	69,187.81	36,323,604	67,819.40	35,605,190	2.06
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娯楽	761	39,009.15	29,685,969	43,376.06	33,009,188	1.91
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	496	45,388.61	22,512,752	47,684.70	23,651,613	1.37

11	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	386	53,314.75	20,579,494	53,169.12	20,523,281	1.19
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	149	126,645.90	18,870,240	130,137.44	19,390,480	1.12
13	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	233	75,533.65	17,599,342	73,739.93	17,181,404	1.00
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	99	171,593.41	16,987,748	167,814.89	16,613,675	0.96
15	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	177	88,417.96	15,649,979	85,322.09	15,102,010	0.87
16	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,825	7,976.21	14,556,594	8,171.92	14,913,759	0.86
17	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	364	36,211.95	13,181,153	39,270.84	14,294,587	0.83
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	895	16,463.76	14,735,071	15,753.64	14,099,510	0.82
19	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	442	27,811.96	12,292,890	29,980.15	13,251,229	0.77
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	220	59,333.12	13,053,287	58,488.65	12,867,504	0.75
21	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	321	43,158.78	13,853,970	39,586.74	12,707,346	0.74
22	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	707	17,872.51	12,635,870	17,673.72	12,495,326	0.72
23	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	427	29,659.62	12,664,660	29,132.60	12,439,622	0.72
24	アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信サービス	372	33,888.88	12,606,666	32,461.16	12,075,553	0.70
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	85	145,088.20	12,332,497	141,799.74	12,052,978	0.70
26	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	515	23,455.56	12,079,614	23,050.27	11,870,893	0.69
27	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	245	47,214.69	11,567,601	47,886.57	11,732,211	0.68
28	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	306	35,172.77	10,762,870	35,165.62	10,760,680	0.62
29	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	118	80,209.05	9,464,668	89,863.41	10,603,883	0.61
30	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	427	24,125.89	10,301,757	23,657.43	10,101,723	0.59

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	0.14
		エネルギー	2.80
		素材	1.63
		資本財	5.33
		商業・専門サービス	0.65
		運輸	0.85
		自動車・自動車部品	2.20
		耐久消費財・アパレル	0.22
		消費者サービス	1.84
		メディア・娯楽	9.36
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.66
		生活必需品流通・小売り	1.51
		食品・飲料・タバコ	1.77
		家庭用品・パーソナル用品	1.17
		ヘルスケア機器・サービス	3.50
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.40
		銀行	3.56
		金融サービス	7.77
		保険	1.96
		ソフトウェア・サービス	12.21
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.19		
電気通信サービス	0.76		
公益事業	2.39		
半導体・半導体製造装置	15.71		
投資証券	外国		1.68
合計			99.27

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチマザーファンド>

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチマザーファンド>

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	売建	2,018.02	307,518	310,847	0.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2025年10月24日)	1,680	1,680	1.1897	1.1897
2025年 6月末日	1,130		1.0375	
7月末日	1,408		1.1014	
8月末日	1,520		1.1055	
9月末日	1,600		1.1458	
10月末日	1,726		1.2166	

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付は、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	2025年 6月13日～2025年10月24日	0.0000

【収益率の推移】

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	2025年 6月13日～2025年10月24日	19.0

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2025年 6月13日～2025年10月24日	1,491,271,601	78,624,096	1,412,647,505

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<参考情報>
運用実績

2025年10月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,166円	純資産総額	17.3億円
------	---------	-------	--------



※基準価額は1万口当たりです。

※基準価額および基準価額(分配金再投資)は信託報酬等控除後のものです。

※基準価額(分配金再投資)は、税引前分配金を分配時に再投資したものと
して計算しています。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025/10/24	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

組入上位10銘柄

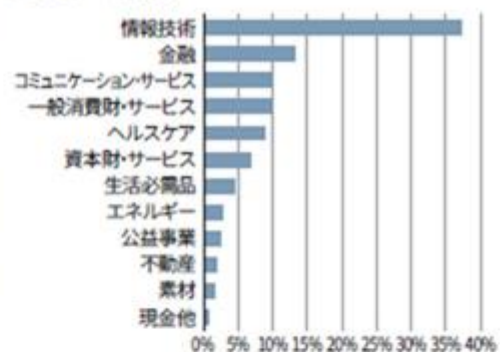
	銘柄名	セクター	通貨	国・地域	構成比
1	NVIDIA CORP	情報技術	米ドル	米国	8.8%
2	MICROSOFT CORP	情報技術	米ドル	米国	6.9%
3	APPLE INC	情報技術	米ドル	米国	6.8%
4	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	米ドル	米国	3.7%
5	BROADCOM INC	情報技術	米ドル	米国	3.3%
6	ALPHABET INC-CL C	コミュニケーション・サービス	米ドル	米国	3.1%
7	META PLATFORMS INC	コミュニケーション・サービス	米ドル	米国	2.7%
8	TESLA INC	一般消費財・サービス	米ドル	米国	2.1%
9	ALPHABET INC-CL A	コミュニケーション・サービス	米ドル	米国	1.9%
10	JPMORGAN CHASE & CO	金融	米ドル	米国	1.4%

※構成比はすべてマザーファンドの対純資産総額の比率です。

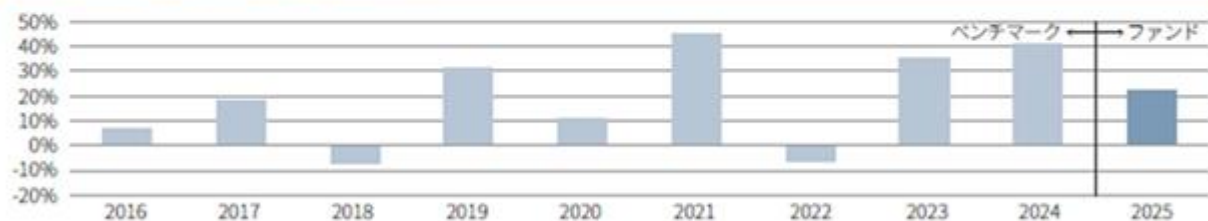
※セクター配分は、世界産業分類基準(GICS)の分類によります。

※当該銘柄の売買を推奨するものではありません。

セクター配分



年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※設定前年まではベンチマークの収益率を表示しています。2025年は設定日から基準日までのファンドの収益率を表示しています。

運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで開示しています。

免責事項

・S&P500指数はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。指数に直接投資することはできません。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P500指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P500指数に関して、S&P Dow Jones Indicesと委託会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P500指数は委託会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P500指数の決定、構成または計算において委託会社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格および数量、または当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P500指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESは、S&P500指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P500指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、委託会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと委託会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

・世界産業分類基準（以下「GICS」といいます。）は、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（以下「MSCI」といいます。）およびマグロウヒル・カンパニーズ傘下のスタンダード・プアーズ（以下「S&P」といいます。）が開発した独占的財産およびサービスマークであり、ティー・ロウ・プライスにライセンス供与されています。MSCI、S&PまたはGICSの作成、編集もしくはGICS分類に関与する第三者はいずれも、当該基準や分類（またはその利用から得られた結果）について明示的にも暗示的にもいかなる保証や表明もしません。また、すべての関係当事者は、当該基準や分類のいずれについても、その独創性、正確性、網羅性、商品性または特定の目的適合性について、いかなる保証からも明示的に免責されます。前述の内容を制限することなく、MSCI、S&P、その関連会社またはGICSの作成、編集もしくはGICS分類に関与する第三者はいずれの場合も、直接的、間接的、特別、懲罰的、結果的またはその他のいかなる損害（逸失利益を含みます。）について、その発生可能性が通知されていたとしても、いかなる責任も負いません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 申込受付

受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、継続申込期間において、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

継続申込期間において、取得申込の受付は、原則として、午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、申込締切時間は、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（中略）

(4) 申込価額

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。

（中略）

(6) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

（後略）

<訂正後>

(1) 申込受付

受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

取得申込の受付は、原則として、午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、申込締切時間は、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（中略）

(4) 申込価額

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

（中略）

(6) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受

渡しに関する障害等)が発生したと判断した場合には、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することがあります。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

(後略)

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(1) 換金（解約）申込

換金の申込みは、信託設定日（2025年6月13日）以降、販売会社において毎営業日に受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（中略）

(7) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

（後略）

<訂正後>

(1) 換金（解約）申込

換金のお申込みは、販売会社において毎営業日に受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（中略）

(7) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受渡しに関する障害等）が発生したと判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

（後略）

3【資産管理等の概要】

(4)【計算期間】

<訂正前>

原則として、毎年10月25日から翌年10月24日までとします。

ただし、第1計算期間は、2025年6月13日から2025年10月24日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

<訂正後>

原則として、毎年10月25日から翌年10月24日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

<訂正前>

ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、当ファンドの受益権の口数が50億口を下回った場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはこの信託契約を解約することに正当な理由がある場合は、受託者と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（中略）

信託約款の変更等

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

()委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（後略）

<訂正後>

ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、当ファンドの受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、または信託契約を解約することに正当な理由がある場合は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（中略）

信託約款の変更等

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他の信託との併合（投資信託

及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(後略)

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表につきましては、以下の内容が追加されます。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの第1期計算期間は、2025年6月13日から2025年10月24日までとなっております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2025年6月13日から2025年10月24日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2025年10月24日現在
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,684,359,457
未収入金	2,594,841
流動資産合計	1,686,954,298
資産合計	1,686,954,298
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,594,841
未払受託者報酬	142,247
未払委託者報酬	3,015,625
その他未払費用	568,950
流動負債合計	6,321,663
負債合計	6,321,663
純資産の部	
元本等	
元本	1,412,647,505
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	267,985,130
（分配準備積立金）	232,735,576
元本等合計	1,680,632,635
純資産合計	1,680,632,635
負債純資産合計	1,686,954,298

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期 自 2025年 6月13日 至 2025年10月24日
営業収益	
有価証券売買等損益	243,969,097
営業収益合計	243,969,097
営業費用	
受託者報酬	142,247
委託者報酬	3,015,625
その他費用	568,950
営業費用合計	3,726,822
営業利益又は営業損失（ ）	240,242,275
経常利益又は経常損失（ ）	240,242,275
当期純利益又は当期純損失（ ）	240,242,275
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,506,699
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,606,870
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,606,870
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,357,316
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,357,316
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	267,985,130

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第1期 2025年10月24日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額	1,064,156,553円
	期中追加設定元本額	427,115,048円
	期中一部解約元本額	78,624,096円
2.	受益権の総数	1,412,647,505口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第1期 自 2025年 6 月13日 至 2025年10月24日
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。
2.	分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	4,656,076円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	228,079,500円
C	収益調整金額	35,249,554円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	267,985,130円
F	当ファンドの期末残存口数	1,412,647,505口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,897円
H	10,000口当たり分配金額	0円
I	収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期 自 2025年 6 月13日 至 2025年10月24日
1. 金融商品に対する取組方針		<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>当ファンドが保有する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>当該金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p> <p>ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。</p> <p>運用チームがポートフォリオのモニタリングを行い、その運用リスクを管理するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部門によるリスク管理（流動性リスク管理を含みます。）も行われております。</p> <p>法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。</p> <p>流動性リスク管理にあたっては、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどの実施を確保するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。</p> <p>委託会社の取締役会や委員会およびグループでの委員会等においても、管理・監督（流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢についての監督を含みます。）を行う多層的なアプローチにより牽制機能を効かせています。</p>
2. 金融商品の内容及びリスク		
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第1期 2025年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		<p>貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。</p> <p>(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
2. 時価の算定方法		
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		

（有価証券に関する注記）

第1期（2025年10月24日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	241,043,091
合計	241,043,091

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第1期 2025年10月24日現在	
1口当たり純資産額	1,189円
(1万口当たり純資産額)	(11,897円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチマザーファンド	1,412,342,326	1,684,359,457	
合計		1,412,342,326	1,684,359,457	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年10月24日現在

資産の部	
流動資産	
預金	7,317,490
金銭信託	9,731,097
株式	1,639,591,446
投資証券	29,577,999
未収入金	3,444,973
未収配当金	573,012
流動資産合計	1,690,236,017
資産合計	1,690,236,017
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,758
未払金	3,289,749
未払解約金	2,594,841
流動負債合計	5,886,348
負債合計	5,886,348
純資産の部	
元本等	
元本	1,412,342,326
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	272,007,343
元本等合計	1,684,349,669
純資産合計	1,684,349,669
負債純資産合計	1,690,236,017

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2025年10月24日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首	2025年 6月13日
	期首元本額	1,064,156,553円
	期中追加設定元本額	426,692,927円
	期中一部解約元本額	78,507,154円
	期末元本額	1,412,342,326円
	元本の内訳	
	ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチファンド	1,412,342,326円
2.	受益権の総数	1,412,342,326口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2025年 6 月13日 至 2025年10月24日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。また、当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。 当該金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。 運用チームがポートフォリオのモニタリングを行い、その運用リスクを管理するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部門によるリスク管理（流動性リスク管理を含みます。）も行われております。 法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っております。 流動性リスク管理にあたっては、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどの実施を確保するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。 委託会社の取締役会や委員会およびグループでの委員会等においても、管理・監督（流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢についての監督を含みます。）を行う多層的なアプローチにより牽制機能を効かせています。

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2025年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ
2. 時価の算定方法		ん。 (1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

(2025年10月24日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	154,123,109
投資証券	1,000,112
合計	155,123,221

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

(2025年10月24日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,125,271	0	1,127,029	1,758
	米ドル	1,125,271	0	1,127,029	1,758
合計		1,125,271	0	1,127,029	1,758

(注)時価の算定方法

・ 為替予約取引

1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

2025年10月24日現在	
1口当たり純資産額	1.1926円
(1万口当たり純資産額)	(11,926円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHEVRON CORP	427	156.56	66,851.12	
	CONOCOPHILLIPS	397	90.08	35,761.76	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	97	147.17	14,275.49	
	EOG RESOURCES INC	114	108.08	12,321.12	
	EQT CORP	149	53.56	7,980.44	
	EXPAND ENERGY CORP	66	104.46	6,894.36	
	EXXON MOBIL CORP	707	115.98	81,997.86	
	KINDER MORGAN INC	346	26.25	9,082.50	
	MARATHON PETROLEUM CORP	62	195.96	12,149.52	
	SLB LTD	596	36.01	21,461.96	
	TARGA RESOURCES CORP	80	156.80	12,544.00	
	VALERO ENERGY CORP	115	173.13	19,909.95	
	WILLIAMS COS INC	301	58.93	17,737.93	
	BALL CORP	120	49.70	5,964.00	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	51	86.93	4,433.43	
	CORTEVA INC	123	63.48	7,808.04	
	DOW INC	81	24.51	1,985.31	
	ECOLAB INC	48	275.02	13,200.96	
	FRANCO-NEVADA CORP	82	191.31	15,687.42	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	264	41.23	10,884.72	
	INTERNATIONAL PAPER CO	290	49.10	14,239.00	
	LINDE PLC	122	450.08	54,909.76	
	MOSAIC CO/THE	118	29.65	3,498.70	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	20	213.26	4,265.20	
	RPM INTERNATIONAL INC	17	112.32	1,909.44	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	53	331.75	17,582.75	
	STEEL DYNAMICS INC	76	150.72	11,454.72	
	VULCAN MATERIALS CO	43	292.06	12,558.58	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	111	65.75	7,298.25	
	API GROUP CORP	241	34.52	8,319.32	
BOEING CO/THE	198	217.77	43,118.46		
CARRIER GLOBAL CORP	154	57.12	8,796.48		

CATERPILLAR INC	118	520.50	61,419.00
CUMMINS INC	30	417.74	12,532.20
DEERE & CO	64	469.42	30,042.88
DOVER CORP	95	181.22	17,215.90
EMERSON ELECTRIC CO	32	133.19	4,262.08
ESAB CORP	81	123.33	9,989.73
FORTIVE CORP	248	49.62	12,305.76
GE VERNOVA LLC	38	595.15	22,615.70
GENERAL ELECTRIC CO	251	306.39	76,903.89
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	81	220.67	17,874.27
HOWMET AEROSPACE INC	105	200.10	21,010.50
HUBBELL INC	44	433.27	19,063.88
INGERSOLL-RAND INC	191	80.36	15,348.76
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	127	110.55	14,039.85
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	64	293.28	18,769.92
LENNOX INTERNATIONAL INC	4	494.99	1,979.96
MIDDLEBY CORP	53	133.22	7,060.66
NORTHROP GRUMMAN CORP	55	605.74	33,315.70
PACCAR INC	78	99.38	7,751.64
PARKER HANNIFIN CORP	37	766.20	28,349.40
ROCKWELL AUTOMATION INC	10	357.16	3,571.60
RTX CORP	88	179.44	15,790.72
SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	47	124.20	5,837.40
STANLEY BLACK & DECKER INC	71	70.40	4,998.40
TRANE TECHNOLOGIES PLC	42	415.85	17,465.70
TRANSDIGM GROUP INC	9	1,350.00	12,150.00
VERTIV HOLDINGS CO-A	99	183.20	18,136.80
WW GRAINGER INC	14	964.07	13,496.98
XYLEM INC	74	147.69	10,929.06
AUTOMATIC DATA PROCESSING	15	281.55	4,223.25
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	44	100.29	4,412.76
CINTAS CORP	77	192.34	14,810.18
DAYFORCE INC	109	68.50	7,466.50
EQUIFAX INC	42	231.31	9,715.02
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	9	80.88	727.92
VERALTO CORP-W/I	21	104.87	2,202.27

VERISK ANALYTICS INC	46	234.79	10,800.34
WASTE CONNECTIONS INC	48	176.81	8,486.88
WASTE MANAGEMENT INC	51	216.11	11,021.61
CANADIAN NATL RAILWAY CO	111	95.96	10,651.56
CSX CORP	649	35.53	23,058.97
OLD DOMINION FREIGHT LINE	169	135.86	22,960.34
SAIA INC	49	291.98	14,307.02
UBER TECHNOLOGIES INC	48	94.61	4,541.28
UNION PACIFIC CORP	54	220.04	11,882.16
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	92	95.68	8,802.56
GENERAL MOTORS CO	174	66.85	11,631.90
TESLA INC	525	448.98	235,714.50
NIKE INC -CL B	86	69.68	5,992.48
NVR INC	2	7,679.41	15,358.82
TAPESTRY INC	40	114.90	4,596.00
BOOKING HOLDINGS INC	9	5,093.47	45,841.23
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	569	41.80	23,784.20
DARDEN RESTAURANTS INC	24	186.46	4,475.04
DOMINO'S PIZZA INC	10	421.76	4,217.60
DOORDASH INC - A	101	254.59	25,713.59
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	85	267.63	22,748.55
LAS VEGAS SANDS CORP	213	56.89	12,117.57
MCDONALD'S CORP	182	306.97	55,868.54
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	63	316.88	19,963.44
WINGSTOP INC	17	259.14	4,405.38
ALPHABET INC-CL A	758	253.08	191,834.64
ALPHABET INC-CL C	1,216	253.73	308,535.68
COMCAST CORP-CLASS A	507	29.30	14,855.10
ELECTRONIC ARTS INC	85	200.62	17,052.70
META PLATFORMS INC	446	734.00	327,364.00
NETFLIX INC	98	1,113.59	109,131.82
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	26	673.86	17,520.36
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	9	254.53	2,290.77
TKO GROUP HOLDINGS INC	50	186.85	9,342.50
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	100	54.13	5,413.00
WALT DISNEY CO/THE	176	113.03	19,893.28

AMAZON.COM INC	1,861	221.09	411,448.49
AUTOZONE INC	5	3,850.00	19,250.00
BATH & BODY WORKS INC	60	27.05	1,623.00
CARVANA CO	12	342.01	4,104.12
EBAY INC	117	95.52	11,175.84
HOME DEPOT INC	220	385.03	84,706.60
LOWE'S COS INC	99	243.87	24,143.13
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	230	98.27	22,602.10
POOL CORP	8	300.31	2,402.48
ROSS STORES INC	122	156.66	19,112.52
TJX COMPANIES INC	176	142.40	25,062.40
ULTA BEAUTY INC	14	524.48	7,342.72
COSTCO WHOLESALE CORP	83	942.05	78,190.15
WALMART INC	889	106.86	94,998.54
ALTRIA GROUP INC	293	64.57	18,919.01
COCA-COLA CO/THE	906	69.94	63,365.64
KEURIG DR PEPPER INC	592	27.55	16,309.60
LAMB WESTON HOLDINGS INC	26	65.16	1,694.16
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	195	61.01	11,896.95
MONSTER BEVERAGE CORP	176	69.89	12,300.64
PEPSICO INC	181	151.51	27,423.31
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	326	157.70	51,410.20
TYSON FOODS INC-CL A	40	51.81	2,072.40
COLGATE-PALMOLIVE CO	193	78.44	15,138.92
ELF BEAUTY INC	44	125.02	5,500.88
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	107	99.49	10,645.43
KENVUE INC	350	15.09	5,281.50
KIMBERLY-CLARK CORP	62	118.76	7,363.12
PROCTER & GAMBLE CO/THE	515	152.21	78,388.15
UNILEVER PLC-SPONSORED ADR	207	62.32	12,900.24
ABBOTT LABORATORIES	397	126.34	50,156.98
BOSTON SCIENTIFIC CORP	283	102.39	28,976.37
CARDINAL HEALTH INC	66	159.16	10,504.56
CENCORA INC	55	328.56	18,070.80
CENTENE CORP	145	34.36	4,982.20
CIGNA GROUP/THE	73	305.07	22,270.11

CVS HEALTH CORP	322	81.07	26,104.54
ELEVANCE HEALTH INC	32	346.28	11,080.96
HUMANA INC	12	291.30	3,495.60
INTUITIVE SURGICAL INC	97	551.30	53,476.10
MCKESSON CORP	18	792.97	14,273.46
MEDTRONIC PLC	115	94.21	10,834.15
QUEST DIAGNOSTICS INC	41	183.23	7,512.43
RESMED INC	47	265.26	12,467.22
STRYKER CORP	97	383.06	37,156.82
TENET HEALTHCARE CORP	84	206.91	17,380.44
UNITEDHEALTH GROUP INC	170	360.45	61,276.50
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	132	103.16	13,617.12
ABBVIE INC	302	228.25	68,931.50
AMGEN INC	24	292.89	7,029.36
BEIGENE LTD-ADR	40	310.03	12,401.20
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	203	43.83	8,897.49
CHUGAI PHARMACEUTIC-UNSP ADR	696	23.56	16,397.76
DANAHER CORP	191	222.73	42,541.43
ELI LILLY & CO	144	821.04	118,229.76
GILEAD SCIENCES INC	453	120.74	54,695.22
IQVIA HOLDINGS INC	27	219.91	5,937.57
JOHNSON & JOHNSON	427	192.47	82,184.69
MERCK & CO. INC.	396	87.18	34,523.28
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	10	1,437.75	14,377.50
PFIZER INC	518	24.67	12,779.06
REGENERON PHARMACEUTICALS	26	575.69	14,967.94
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	88	571.91	50,328.08
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	83	422.63	35,078.29
VIATRIS INC	1,797	10.31	18,527.07
ZOETIS INC	38	146.39	5,562.82
BANK OF AMERICA CORP	1,842	51.76	95,341.92
CITIGROUP INC	621	96.69	60,044.49
FIFTH THIRD BANCORP	261	42.07	10,980.27
HUNTINGTON BANCSHARES INC	681	15.86	10,800.66
JPMORGAN CHASE & CO	497	294.54	146,386.38
KEYCORP	435	17.52	7,621.20

POPULAR INC	37	114.00	4,218.00
TRUIST FINANCIAL CORP	68	43.61	2,965.48
US BANCORP	553	47.82	26,444.46
WELLS FARGO & CO	233	84.46	19,679.18
WESTERN ALLIANCE BANCORP	70	77.09	5,396.30
AMERICAN EXPRESS CO	103	354.93	36,557.79
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	110	123.05	13,535.50
ARES MANAGEMENT CORP - A	77	148.43	11,429.11
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	196	106.68	20,909.28
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	239	490.16	117,148.24
BLACKROCK INC	29	1,125.00	32,625.00
BLACKSTONE INC	48	154.98	7,439.04
BLOCK INC	425	78.56	33,388.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	93	220.04	20,463.72
CBOE GLOBAL MARKETS INC	15	237.25	3,558.75
CME GROUP INC	114	268.90	30,654.60
COREBRIDGE FINANCIAL INC	283	31.86	9,016.38
CORPAY INC	90	284.45	25,600.50
EQUITABLE HOLDINGS INC	173	48.70	8,425.10
FISERV INC	62	123.96	7,685.52
GLOBAL PAYMENTS INC	19	87.48	1,662.12
GOLDMAN SACHS GROUP INC	45	750.78	33,785.10
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	51	157.45	8,029.95
KKR & CO INC	162	120.96	19,595.52
KLARNA GROUP PLC	49	37.00	1,813.00
MASTERCARD INC - A	179	573.77	102,704.83
MOODY'S CORP	44	479.30	21,089.20
MORGAN STANLEY	204	159.31	32,499.24
ROBINHOOD MARKETS INC - A	110	134.33	14,776.30
ROCKET COS INC-CLASS A	384	17.61	6,762.24
S&P GLOBAL INC	56	482.70	27,031.20
SCHWAB (CHARLES) CORP	543	94.60	51,367.80
STATE STREET CORP	68	114.61	7,793.48
TPG INC	201	55.83	11,221.83
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	185	110.77	20,492.45
VISA INC-CLASS A SHARES	384	345.96	132,848.64

VOYA FINANCIAL INC	196	73.07	14,321.72
ALLSTATE CORP	187	194.46	36,364.02
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	320	78.85	25,232.00
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	60	92.49	5,549.40
CHUBB LTD	184	282.94	52,060.96
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	103	125.25	12,900.75
MARSH & MCLENNAN COS	164	188.08	30,845.12
METLIFE INC	336	78.17	26,265.12
PROGRESSIVE CORP	86	220.59	18,970.74
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	44	243.24	10,702.56
ACCENTURE PLC-CL A	121	249.81	30,227.01
ADOBE INC	59	354.12	20,893.08
APPROVIN CORP-CLASS A	51	589.70	30,074.70
AUTODESK INC	31	309.84	9,605.04
CADENCE DESIGN SYS INC	33	337.27	11,129.91
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	49	521.98	25,577.02
DATADOG INC - CLASS A	147	156.59	23,018.73
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	157	97.00	15,229.00
FAIR ISAAC CORP	5	1,615.36	8,076.80
FORTINET INC	214	84.93	18,175.02
INTL BUSINESS MACHINES CORP	170	285.00	48,450.00
INTUIT INC	58	677.72	39,307.76
MICROSOFT CORP	1,465	520.56	762,620.40
MONDAY.COM LTD	17	196.23	3,335.91
ORACLE CORP	321	280.07	89,902.47
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	442	180.48	79,772.16
PALO ALTO NETWORKS INC	185	215.02	39,778.70
PTC INC	50	204.67	10,233.50
ROPER TECHNOLOGIES INC	26	479.96	12,478.96
SALESFORCE INC	121	255.05	30,861.05
SERVICENOW INC	41	939.17	38,505.97
WORKDAY INC-CLASS A	31	243.28	7,541.68
AMPHENOL CORP-CL A	327	135.31	44,246.37
APPLE INC	2,910	259.58	755,377.80
ARISTA NETWORKS INC	239	152.76	36,509.64
CDW CORP/DE	31	158.48	4,912.88

CISCO SYSTEMS INC	614	70.27	43,145.78
DELL TECHNOLOGIES -C	46	154.23	7,094.58
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	167	168.38	28,119.46
MOTOROLA SOLUTIONS INC	15	444.83	6,672.45
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	72	226.41	16,301.52
TE CONNECTIVITY PLC	104	234.09	24,345.36
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	46	536.69	24,687.74
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	9	313.89	2,825.01
AT&T INC	298	24.62	7,336.76
T-MOBILE US INC	361	219.99	79,416.39
ALLIANT ENERGY CORP	46	68.60	3,155.60
AMEREN CORPORATION	92	104.33	9,598.36
ATMOS ENERGY CORP	84	175.75	14,763.00
CMS ENERGY CORP	127	74.56	9,469.12
CONSOLIDATED EDISON INC	185	100.77	18,642.45
CONSTELLATION ENERGY	71	365.80	25,971.80
DTE ENERGY COMPANY	77	141.54	10,898.58
EXELON CORP	156	47.60	7,425.60
NEXTERA ENERGY INC	565	83.25	47,036.25
P G & E CORP	1,384	16.30	22,559.20
SEMPRA	279	91.81	25,614.99
SOUTHERN CO/THE	185	96.15	17,787.75
VISTRA CORP	118	191.37	22,581.66
XCEL ENERGY INC	398	80.41	32,003.18
ADVANCED MICRO DEVICES	364	234.99	85,536.36
APPLIED MATERIALS INC	111	228.47	25,360.17
BROADCOM INC	983	344.29	338,437.07
FIRST SOLAR INC	59	229.00	13,511.00
INTEL CORP	706	38.16	26,940.96
KLA CORP	30	1,159.00	34,770.00
LAM RESEARCH CORP	177	147.54	26,114.58
MARVELL TECHNOLOGY INC	148	82.77	12,249.96
MICRON TECHNOLOGY INC	272	206.71	56,225.12
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	36	1,070.80	38,548.80
NVIDIA CORP	4,853	182.16	884,022.48
QUALCOMM INC	237	170.03	40,297.11

CBRE GROUP INC - A	88	164.20	14,449.60	
COSTAR GROUP INC	34	77.66	2,640.44	
米ドル 小計	63,499		10,738,040.78 (1,639,591,446)	
合 計	63,499		1,639,591,446 (1,639,591,446)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	AMERICAN TOWER CORP	151	28,735.30	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	40	7,561.60	
		BOSTON PROPERTIES INC	64	4,718.72	
		CUBESMART	162	6,787.80	
		EQUINIX INC	31	25,789.83	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	36	2,195.64	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	30	7,912.80	
		KIMCO REALTY CORP	240	5,332.80	
		PROLOGIS INC	222	27,920.94	
		PUBLIC STORAGE	38	11,638.64	
		REGENCY CENTERS CORP	69	5,001.12	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	392	16,765.84	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	48	8,578.08	
		SUN COMMUNITIES INC	33	4,070.22	
		VENTAS INC	79	5,526.84	
		WELLTOWER INC	143	25,176.58	
	米ドル 小計		1,778	193,712.75 (29,577,999)	
合計				29,577,999 (29,577,999)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)投資証券における券面総額欄の数値は証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 286銘柄	98.2%		98.2%
	投資証券 16銘柄		1.8%	1.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は、2025年10月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	1,728,211,582円
負債総額	2,106,425円
純資産総額（ - ）	1,726,105,157円
発行済口数	1,418,826,270口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2166円
（1万口当たり純資産額）	（12,166円）

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチマザーファンド>

資産総額	1,730,238,111円
負債総額	3,867,257円
純資産総額（ - ）	1,726,370,854円
発行済口数	1,415,380,852口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2197円
（1万口当たり純資産額）	（12,197円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

（前略）

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社における最高の意思決定機関である株主総会は、取締役・監査役の選任および定款の変更にかかる決議などを行います。定時株主総会は毎年12月31日（毎事業年度終了）から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集します。

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関は取締役会です。取締役会は、3名以上の取締役で構成され、その決議により、代表取締役1名以上を定めます。本書の日付時点で委託会社の代表取締役は、1名です。

定時取締役会は、3ヵ月に1回開催され、臨時取締役会は、必要あるごとに随時開催されます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、株主総会等に関する事項、役員・使用人等に関する事項、資産または財務に関する事項、業務運営に関する事項、コンプライアンスに関する事項その他業務執行に関する重要な事項を決定します。

委託会社の監査役は、1名以上とし、監査役は、法令もしくは定款に違反する行為、不正な行為、またはこれらの行為をするおそれがあると認める場合において、これを取締役に報告するために必要があるときその他必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求し、または取締役会を招集することができます。監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。

委託会社は、意思決定のための組織体制として、取締役会の下に、投資信託等にかかるガバナンスを管轄する委員会を設置しています。同委員会は、各投資信託の運用方針、運用ガイドライン、手数料、分配方針等を含む投資信託に関する重要事項を審議し、決定します。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社における最高の意思決定機関である株主総会は、取締役・監査役の選任および定款の変更にかかる決議などを行います。定時株主総会は毎年12月31日（毎事業年度終了）から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集します。

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関は取締役会です。取締役会は、3名以上の取締役で構成され、その決議により、代表取締役1名以上を定めます。本書の日付時点で委託会社の代表取締役は、1名です。

定時取締役会は、3ヵ月に1回開催され、臨時取締役会は、必要あるごとに随時開催されます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、株主総会等に関する事項、役員・使用人等に関する事項、資産または財務に関する事項、業務運営に関する事項、コンプライアンスに関する事項その他業務執行に関する重要な事項を決定します。

委託会社の監査役は1名以上とし、監査役は、法令もしくは定款に違反する行為、不正な行為、またはこれらの行為をするおそれがあると認める場合において、これを取締役に報告するために必要があるときその他必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求し、または取締役会を招集することができます。監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。

委託会社は、意思決定のための組織体制として、取締役会の下に、投資信託等にかかるガバナンスを管轄する委員会を設置しています。同委員会は各投資信託の運用方針、運用ガイドライン、手数料、分配方針等を含む投資信託に関する重要事項を審議し、決定します。

（後略）

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。委託者の運用する証券投資信託は、2025年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	<u>27</u>	<u>1,630,874</u>

< 訂正後 >

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。委託者の運用する証券投資信託は、2025年10月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	<u>29</u>	<u>1,884,686</u>

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況につきましては、以下の記載内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第282条及び第306条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度(自2024年1月1日至2024年12月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度に係る中間会計期間(自2025年1月1日至2025年6月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満を切捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 7 期事業年度 (2023年12月31日)	第 8 期事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	10,364,706	9,922,731
前払費用	54,432	96,968
未収収益	1,009,455	1,252,459
未収入金	88,095	132,020
未収委託者報酬	3,976,383	4,822,483
有価証券	-	1,275,147
関係会社未収入金 1	65,419	11,509
流動資産合計	15,558,494	17,513,321
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	807,056	794,589
器具備品	308,985	307,391
減価償却累計額	780,981	1,023,619
有形固定資産合計	335,060	78,361
無形固定資産		
のれん	1,667,514	1,487,242
ソフトウェア	10,571	5,828
無形固定資産合計	1,678,086	1,493,071
投資その他の資産		
長期差入保証金	218,087	219,495
繰延税金資産	896,268	1,011,834
投資その他の資産合計	1,114,356	1,231,330
固定資産合計	3,127,502	2,802,763
資産合計	18,685,997	20,316,084

(単位:千円)

	第7期事業年度 (2023年12月31日)	第8期事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社未払金 1	7,321,558	5,853,869
未払手数料	1,768,894	2,131,989
未払費用	330,194	429,134
未払法人税等	644,027	801,087
預り金	558,428	557,070
未払消費税等	237,068	621,585
その他	34,420	75,321
流動負債合計	10,894,592	10,470,058
固定負債		
退職給付引当金	894,179	1,019,230
資産除去債務	230,546	224,041
その他	4,534	49,195
固定負債合計	1,129,260	1,292,467
負債合計	12,023,852	11,762,526
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,562,144	8,396,911
利益剰余金合計	6,562,144	8,396,911
株主資本合計	6,662,144	8,496,911
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	56,646
評価・換算差額等合計	-	56,646
純資産合計	6,662,144	8,553,558
負債・純資産合計	18,685,997	20,316,084

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 7 期事業年度 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)	第 8 期事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)
営業収益 1		
委託者報酬	16,485,037	21,205,799
投資運用受託報酬	5,103,078	6,082,725
その他営業収益	2,878,594	3,198,501
営業収益計	24,466,711	30,487,027
営業費用		
支払手数料	7,707,542	9,925,569
広告宣伝費	210,558	292,708
調査費		
調査費	425,295	400,502
情報機器関連費	28,460	14,477
委託調査費 1	5,322,214	8,230,659
営業雑経費		
通信費	13,787	10,724
その他	40,006	35,057
営業費用計	13,747,863	18,909,698
一般管理費		
給料		
役員報酬及び給料手当	1,519,236	1,566,182
賞与	1,037,861	998,426
役員賞与	150,256	145,213
その他報酬給料	343,446	50,151
法定福利費	182,761	189,400
その他の福利厚生費	99,547	130,381
株式報酬費用	669,240	690,217
交際費	8,126	10,292
旅費交通費	57,064	62,295
不動産関係費		
不動産賃借料	197,043	198,074
その他の不動産関係費	30,649	50,942
退職給付費用	208,748	175,168
固定資産減価償却費	254,225	252,284
のれん償却費	180,271	180,271
諸経費		
業務委託費 1	3,894,584	4,323,277
その他	111,809	88,379
一般管理費合計	8,944,874	9,110,958
営業利益	1,773,973	2,466,369
営業外収益		
為替差益	284,053	496,825
受取配当金	-	16,116
営業外収益合計	284,053	512,942
経常利益	2,058,026	2,979,312
税引前当期純利益	2,058,026	2,979,312
法人税、住民税及び事業税	977,249	1,290,066
法人税等調整額	138,125	145,521
法人税等合計	839,123	1,144,544
当期純利益	1,218,903	1,834,767

(3) 【株主資本等変動計算書】

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本			株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	5,343,240	5,343,240	5,443,240	5,443,240
当期変動額					
当期純利益	-	1,218,903	1,218,903	1,218,903	1,218,903
当期変動額合計	-	1,218,903	1,218,903	1,218,903	1,218,903
当期末残高	100,000	6,562,144	6,562,144	6,662,144	6,662,144

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	6,562,144	6,562,144	6,662,144	-	-	6,662,144
当期変動額							
当期純利益	-	1,834,767	1,834,767	1,834,767	-	-	1,834,767
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	56,646	56,646	56,646
当期変動額合計	-	1,834,767	1,834,767	1,834,767	56,646	56,646	1,891,414
当期末残高	100,000	8,396,911	8,396,911	8,496,911	56,646	56,646	8,553,558

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備	2～7年
器具及び備品	2～7年

(2) 無形固定資産

のれんの償却については、15年間の定額法を採用しております。

3．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給見込額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業から委託者報酬、投資運用受託報酬を稼得しております。投資運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年4回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資運用受託報酬

投資運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を主に年1回、もしくは年2回受け取ります。当該報酬は運用期間にわたり収益として認識しております。投資運用受託報酬の中には成功報酬も含まれ、成功報酬は対象となる顧問口座の特定の参考指標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) その他営業収益

その他営業収益は、グループ会社へ提供するサービスの対価として、発生する収益の一部を移転価格税制に基づいて受け取ります。当該報酬はサービスの提供に応じて収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産

1．当事業年度の財務諸表に計上した金額 1,011,834千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。当該計画においては、運用総資産の総額は、当社の現在までの業績を鑑みて、順調に推移することを予想しております。

(2) 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、予想運用総資産であります。運用総資産が金融市場の過去の標準的な増加率の推移に基づくと予想しております。

(3) 翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である予想運用総資産残高は、見積りの不確実性が高く予想通り推移しない可能性があります。当社の現在までの業績や金融市場の状況を鑑みて、課税所得の見積り額や繰延税金資産の回収可能性の判断に与えるリスクは低いと考えております。

（貸借対照表関係）

1 関係会社に対する資産及び負債

（単位：千円）

	第7期事業年度 (2023年12月31日)	第8期事業年度 (2024年12月31日)
関係会社未収入金	65,419	11,509
関係会社未払金	7,321,558	5,853,869

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

（単位：千円）

	第7期事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第8期事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益	5,859,949	4,746,620
委託調査費	5,322,214	8,230,659
業務委託費	3,733,005	4,049,437

（株主資本等変動計算書関係）

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	-	-	2,000
合計	2,000	-	-	2,000

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	-	-	2,000
合計	2,000	-	-	2,000

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第7期事業年度 (2023年12月31日)
1年内	195,139
1年超	48,784
合計	243,924

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第8期事業年度 (2024年12月31日)
1年内	201,557
1年超	856,619
合計	1,058,177

（資産除去債務関係）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業務等を行っており、金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。一時的な余資については、安全性及び流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収収益、未収入金及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収収益に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、その他有価証券として保有している外貨建MMFであります。これは、安全性及び流動性の高い金融商品であります。為替変動リスクに晒されております。

関係会社未収入金は、その多くが当社の親会社の子会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

長期差入保証金及び差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金及び差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収収益、未収入金及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内との関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、有価証券は、外貨建MMFであり、為替変動による影響を定期的にモニタリングしております。

当社の債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰り計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第7期事業年度(2023年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	218,087	217,956	131

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)関係会社未収入金

負債

(1)関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額 (千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	10,364,706	-	-	-
未収収益	1,009,455	-	-	-
未収入金	88,095	-	-	-
未収委託者報酬	3,976,383	-	-	-
関係会社未収入金	65,419	-	-	-
長期差入保証金	-	218,087	-	-

第8期事業年度(2024年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	219,495	214,639	4,856

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)有価証券、(6)関係会社未収入金

負債

(1)関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

(千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	9,922,731	-	-	-
未収収益	1,252,459	-	-	-
未収入金	132,020	-	-	-
未収委託者報酬	4,822,483	-	-	-
関係会社未収入金	11,509	-	-	-
長期差入保証金	-	-	219,495	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時間の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第7期事業年度（2023年12月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	217,956	-	217,956
資産計	-	217,956	-	217,956

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第8期事業年度（2024年12月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	214,639	-	214,639
資産計	-	214,639	-	214,639

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券に関する注記)

第7期事業年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

第8期事業年度（2024年12月31日）

その他有価証券

(千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	外貨建MMF	1,275,147	1,188,545	86,602
	小計	1,275,147	1,188,545	86,602
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外貨建MMF	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,275,147	1,188,545	86,602

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第7期事業年度（2023年12月31日）

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	16,485,037	5,103,078	2,878,594	24,466,711

第8期事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	21,205,799	6,082,725	3,198,501	30,487,027

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

期首における退職給付引当金	727,619
退職給付費用	204,000
退職給付の支払額	37,440
期末における退職給付引当金	894,179

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

(千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	204,000

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)	
期首における退職給付引当金	894,179
退職給付費用	165,205
退職給付の支払額	40,154
期末における退職給付引当金	1,019,230

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

(千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	165,205

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第7期事業年度 (2023年12月31日)	第8期事業年度 (2024年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
減価償却超過額	169,761	228,862
一括償却資産	46	92
退職給付引当金	309,296	352,551
未払費用	103,268	99,190
株式報酬費用	312,405	342,099
資産除去債務	79,746	77,496
未払家賃	7,842	2,269
事業税	43,738	54,405
特別法人事業税	15,144	18,838
繰延税金資産合計	1,041,251	1,175,805
繰延税金負債		
固定資産	71,287	66,474
退職給与負債調整勘定	73,681	67,541
消費税申告差額	13	-
その他有価証券評価差額金	-	29,955
繰延税金負債合計	144,982	163,971
繰延税金資産の純額	896,268	1,011,834

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

第7期事業年度(2023年12月31日)

	(%)
法定実効税率	34.6
(調整)	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	3.2
のれん償却費	3.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.8

第8期事業年度(2024年12月31日)

	(%)
法定実効税率	34.6
(調整)	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	1.8
のれん償却費	2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	16,485,037	5,103,078	2,878,594	24,466,711

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

北米	4,578,262
ヨーロッパ	1,216,519
日本	18,606,761
その他	65,167
合計	24,466,711

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	3,872,712
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	1,146,688

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	21,205,799	6,082,725	3,198,501	30,487,027

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

北米	3,521,476
ヨーロッパ	1,180,502
日本	25,740,407
その他	44,641
合計	30,487,027

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	3,234,534

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の内容 または 職業	議決権等 の所有(被 所有) 割合%	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市パターノスター・スクエア5、ウォリック・コート	1億7,414万8,000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,146,605 費用 1,094,904	関係会社未払金	4,240,832
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	2,448万5,947ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 3,872,712 費用 6,786,131	関係会社未払金	372,095
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	4,478万7,713ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 669,240	関係会社未払金	2,545,809

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の内容 または 職業	議決権等 の所有(被 所有) 割合%	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アール・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンスヘンリー大通り35	266万9,400ドル	投資助言・代理及び投資運用業		各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 69,741 費用 156,120	関係会社未払金	7,654

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ・インク（ナスダック証券取引所に上場）

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の内容 または 職業	議決権等 の所有(被 所有) 割合%	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市バタノスター・スクエア5、ウォリック・コート	1億7,414万 8,000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有) 直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,152,401 費用 1,027,731	関係会社未払金	3,948,043
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	2,448万 5,947ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有) 間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 3,234,534 費用 9,714,731	関係会社未払金	561,465
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	4,459万 3,280 ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有) 間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 690,217	関係会社未払金	1,064,408

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の内容 または 職業	議決権等 の所有(被 所有) 割合%	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アル・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンスヘンリー大通り35	266万 9,400 ドル	投資助言・代理及び投資運用業		各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 28,015 費用 62,795	関係会社未払金	4,395

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ・インク（ナスダック証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第7期事業年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	第8期事業年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
1株当たり純資産額	3,331,072.02円	4,276,779.08円
1株当たり当期純利益金額	609,451.68円	917,383.79円

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第7期事業年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	第8期事業年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
当期純利益金額（千円）	1,218,903	1,834,767
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,218,903	1,834,767
期中平均株式数（株）	2,000	2,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	第9期中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	4,911,824
前払費用	110,856
未収収益	544,767
未収入金	107,553
未収委託者報酬	4,373,257
有価証券	7,420,339
関係会社未収入金	19,908
流動資産合計	17,488,506
固定資産	
有形固定資産	
建物付属設備	796,858
器具備品	299,927
減価償却累計額	1,058,986
有形固定資産合計	37,799
無形固定資産	
のれん	1,397,106
ソフトウェア	3,503
無形固定資産合計	1,400,610
投資その他の資産	
長期差入保証金	218,549
繰延税金資産	1,399,006
投資その他の資産合計	1,617,556
固定資産合計	3,055,966
資産合計	20,544,473

(単位:千円)

第9期中間会計期間
(2025年6月30日)

負債の部	
流動負債	
関係会社未払金	5,760,496
未払手数料	1,894,806
未払費用	353,248
未払法人税等	861,549
賞与引当金	525,822
役員賞与引当金	76,476
預り金	59,341
未払消費税等	194,662
その他	43,325
流動負債合計	9,769,729
固定負債	
退職給付引当金	1,056,608
資産除去債務	227,991
その他	93,888
固定負債合計	1,378,488
負債合計	11,148,217
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	9,373,286
利益剰余金合計	9,373,286
株主資本合計	9,473,286
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	77,031
評価・換算差額等合計	77,031
純資産合計	9,396,255
負債純資産合計	20,544,473

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第9期中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	10,360,962
投資運用受託報酬	2,618,987
その他営業収益	1,894,049
営業収益計	14,873,999
営業費用	
支払手数料	4,786,867
広告宣伝費	166,446
調査費	
調査費	165,473
情報機器関連費	3,458
委託調査費	3,751,789
営業雑経費	
通信費	3,419
その他	21,720
営業費用計	8,899,175
一般管理費	
給料	
給料・手当	827,866
賞与	1,604
賞与引当金繰入額	525,822
役員賞与	76,476
その他報酬給料	23,247
法定福利費	76,937
その他の福利厚生費	78,716
株式報酬費用	251,493
交際費	5,188
旅費交通費	25,385
不動産関係費	
不動産賃借料	99,695
その他の不動産関係費	28,690
退職給付費用	125,373
租税公課	72,489
固定資産減価償却費	49,201
のれん償却費	90,135
諸経費	
業務委託費	2,048,405
その他	30,578
一般管理費合計	4,437,310
営業利益	1,537,513
営業外収益	
受取配当金	15,774
営業外収益合計	15,774
営業外費用	
為替差損	32,159
営業外費用合計	32,159
経常利益	1,521,128
税引前中間純利益	1,521,128
法人税、住民税及び事業税	861,233
法人税等調整額	316,480
法人税等合計	544,752
中間純利益	976,375

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備	2 - 7年
器具備品	2 - 7年

(2) 無形固定資産

のれんの償却については、15年間の定額法を採用しております。

3．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末(2025年6月30日現在)における退職給付債務の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る中間会計期間末における自己都合要支給額の見込相当額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業から委託者報酬、投資運用受託報酬を稼得しております。投資運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年4回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資運用受託報酬

投資運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を主に年1回、もしくは年2回受け取ります。当該報酬は運用期間にわたり収益として認識しております。投資運用受託報酬の中には成功報酬も含まれ、成功報酬は対象となる顧問口座の特定の参考指標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) その他営業収益

その他営業収益は、グループ会社へ提供するサービスの対価として、発生する収益の一部を移転価格税制に基づいて受け取ります。当該報酬はサービスの提供に応じて収益として認識しております。

（追加情報）

（法人税等の税率の変更による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

第9期中間会計期間（2025年6月30日）

消費税等の取扱い

仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第9期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第9期中間会計期間（2025年6月30日）
1年内	201,557
1年超	755,840
合計	957,398

（資産除去債務関係）

第9期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

第9期中間会計期間（2025年6月30日）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	218,549	212,617	5,932

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)有価証券、(6)関係会社未収入金

負債

(1)関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時間の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第9期中間会計期間（2025年6月30日）

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	212,617	-	212,617
資産計	-	212,617	-	212,617

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券に関する注記）

第9期中間会計期間（2025年6月30日）

その他有価証券

（千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	外貨建MMF	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外貨建MMF	7,420,339	7,538,106	117,767
	小計	7,420,339	7,538,106	117,767
合計		7,420,339	7,538,106	117,767

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	10,360,962	2,618,987	1,894,049	14,873,999

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

重要な会計方針5. 収益及び費用の計上基準に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

第9期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	10,360,962	2,618,987	1,894,049	14,873,999

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

北米	1,705,924
ヨーロッパ	846,808
日本	12,306,030
その他	15,235
合計	14,873,999

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	1,513,144

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第9期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

	第9期中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	4,698,127.62円
1株当たり中間純利益金額	488,187.55円

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第9期中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益金額（千円）	976,375
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	976,375
期中平均株式数（株）	2,000

（重要な後発事象）

第9期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (2024年3月末)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円 (2023年12月15日)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社*	324,279百万円 (2024年3月末)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 継続申込期間では購入の申込みを受け付けておりません。

(後略)

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,242億円 (2025年3月末)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円 (2023年12月15日)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社*	3,242億円 (2025年3月末)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 継続申込期間では購入の申込みを受け付けておりません。

(後略)

独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチファンドの2025年6月13日から2025年10月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス 米国株式リサーチファンドの2025年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2025年3月26日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月29日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二
業 務 執 行 社 員**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。